

『名語記』断章

鈴木 元

著者自身の記すところによれば、稻荷山の幽栖にあった沙門経尊は、老いの眠覚の暁ごとに「ナ(名)」と「コトバ(語)」への思索を深めつつ筆をとり、一書を成したのだという。著者自筆本のみを今日に伝える孤本『名語記』がそれである。六帖本の成ったのが文永六年(一二六九)のこと、更に四帖を加えた十帖本の完成は建治元年(一二七五)であった。

鎌倉後期成立のこの特色ある書物については、早くに岡田希雄氏に詳細を極めた解説があり、同書の特色と価値につき縦横に筆を及ぼしている。僧侶によるこのような語源考証の書物を考える上では、ほぼ同時期に成立したと思しい『塵袋』が、まず想起されねばならないであろう。事実、岡田氏も塵袋の名を挙げながら上記の論の筆を進めておられる。しかし、塵袋が語源にかかわる記述を有する書物と

して注目されるとはいえず、同書と名語記とでは、その内容や背景となる教養の点で、必ずしも共通性を同じ枠組みにより云々できるものでもない。同じように語源説を説く部分をもつとはいえず、今日の学問的水準から見ても名語記の語源解釈は塵袋とは同列に扱えない、というのが常識的判断のようである。かつて観勝寺の僧良胤の編になるかと考えられた塵袋も、むしろ博士家の者の手に成ると考えるべきとする批判もあり、名語記からの類推により塵袋を眺めることには慎重でなければならぬ。ただし、敢えてこうした常識的な再確認から筆を起す理由はほかでもない。ひとつには、名語記の学問的背景とはいかようなものであったのか、という関心、そしてもうひとつには、塵袋から壺囊鈔へという流れ(継承)は果たして偶然なのか、という疑問があるためである。

塵袋の作者については、いま新しい知見があるわけではない。ただ、私なりの関心の在処からすれば、塵袋から壺

囊鈔へという展開を興味深く横目に見ながら、ひとまず名語記の位置をその周辺資料との関係から測定しておきたい、ということとどまる。直接的な関係はなくとも、広く中世に成立した問答体雑学書の一つとして、名語記も塵袋もそして壺囊鈔も私には心惹かれる書物であり、そうした書物の形成の基盤は、例え成立の場は異なるにせよ等しく解明を待たれているのである。

さて、名語記を論ずるにあたり、その主要部分を占める語源説についてはここでは扱わない。搦め手から入るようではあるけれども、語源説から逸脱しかけたところで展開されることの多い、雑説的話題を拾い出す中で著者経尊の素養の一面を明らかにしてみたい。まずは別稿でふれた陰陽道に関する話題からはじめよう。名語記は、そもそも大部な資料であるけれども、その中でしばしば陰陽道にかかわる話題が貌を覗かせる点には注意が必要である。巻の順に幾つか抜き書きしてみるならば、次のごとくである。

トキハ時也。ツボコシノ反、坪越也。三味堂ノ時香モ
陰陽師ノ漏尅モ、ヲノくキハヲサダメ節席アルヨシ
ノツボ也。 (巻三・二八ウ)

音楽ニハ律呂アリ。律ハ陽音、男ニツカサドル。呂ハ
陰ノ義、女ニカタドレリ。 (巻三・三七ウ)

陰陽師ノウラナフ、ウラ如何。 (巻五・七オ)

神女ヤ陰陽師ナドノマサシキ、マサ如何。 (巻五・五一ウ)

「陰陽師」の語をあげる箇所は他にも、巻八(一〇八オ)、巻十(四一オ)にも見られる。中には話題とする語との関連から必然的なものもあるが、何故斯くも陰陽師を話題に載せるのか不審とせざるをえない。中でも巻十の場合など、「鼠牛虎」を干支で「子丑寅」と書く点にふれ、「コノ事ハ陰陽道ノ博士ワキマヘ申ベキ事也。余人シラザル道也」というように陰陽道の博士に親近している口振りである。また、呂・律を陰陽で説明する巻三の記事は、中国での古くからの発想でもあり、理解の源にあった典籍の問題、もしくはは当時一般の思潮なのかもしれないのだが、早歌「双六」の一節「……これを陰陽に掌、盤の面を刻ては、この十二廻に象る」(『宴曲抄』上)などを見れば、広く遊芸を陰陽で説明しようとする動きのあったことを知るのである。この点に関連して、かつて中世陰陽道とのかかわりで取り上げた『塵滴問答』が、やはり双六について、「双六盤ノ長サ一尺二寸、広サ七寸二分三分ナリ。長サ一尺二寸ハ十二月ヲ頭ス。広サ七寸二分ハ七十二日ノ土用ヲ表ス」(東大寺図書館本)と、曆数に関連させて記すのも注目されるのである。また、陰陽道とのかかわりは、経尊の参照しているらしき文献においても確認できる。例えば、「干支ノキノエ、キ

ノト如何」(卷八・九七ウ)との問いに対して、

答、十千ハ木火土金水ノ五行ニヨセテ、ヲノく、甲乙ヲタテ、アハセテ、トヲアルヲ十千トナツケタリ。

コレハ昔軒轅ノ時、大撓ガ制スル所也。始テ甲乙ヲツクテモテ日トス。

というように十千の由来を記しているが、これは『五行大義』卷一「論干支名」の「干支者、因五行而立之。昔軒轅之時、大撓之所制也」あたりを踏まえていよう。これ以外にも卷八では「大撓ガ尺ニハ丙者炳也、夏時万物炳然トシテ著レ見ル也。丁者亭也、猶止之物之生長時ニ応止也ト云々」(二三三ウ)と記しているが、これは五行大義と突き合わせれば「鄭玄注礼記月令云」として述べるところとほぼ一致しており、卷十「干支事」の十千十二支の解説も五行大義で説明がつく内容である。五行大義そのものを見ていたかともあれ、干支をめぐる知識の質はそれで窺われようかと思われる。

別の例を示そう。先に挙げた卷八(二〇八才)の場合である。「六月晦日ノミナ月ハラヘテ、ミソギトナツク」ことについての説である。

六月晦日ハ賀茂ノ河原ニテ水ヲアミテ、陰陽師ニハラヘテセサスル也。…(中略)…コノ日又ミナ月ノナゴシノハラヘト云事ヲスル故ハ、夏ハ火也、温氣ニツキ

テ、モロノノ鬼魅魍魎等ガ、ヲノく威ヲホドコシ崇ヲナシツルガ、秋ハ金ニウツルニ火尅金トテ秋ヲ尅シテ温病ゴトキ猶トコロヲエテ、人ノタメワヅラヒヲナスベキ故ニ、夏ト秋トノ堺ヲヘダテ、ナコソノ関ノ名ニシオホセタル頌文ノ哥ヲトナフル也。

一部不審なところもあるがそのまま掲げた。末尾「ナコソノ関ノ名ニシオホセタル頌文ノ哥」というのも未詳だが、『公事根源』では大祓に際し「みなづきのなごしのはらへする人はちとせのいのちのぶといふなり」と歌を唱えるとして述べている。それと併せて「法性寺開白記」に抛りつつ「おもふ事みなつきねとて麻の葉をきりにきりてもはらへつるかな」と詠ずる、との説も掲げており、古くはこうした「頌文ノ哥(呪歌と同義とみてよかるう)」にも幾つかのヴァリエーションがあつたのであろう。

しかし、ここに注目したいのは「火尅金」との五行説によりながら「ナゴシノハラヘ」を説くところである。かつて庭訓往来の注に関連して触れたように、「火尅金」の理で名越祓を説明する陰陽道書が存在していたのではないかと思われ、経尊がそうした書物に親しんでいた可能性を、右の記事は窺わせる。無論、断片的な共通性を強調し過ぎることには注意する必要がある、これは当時の一般的な通念であつたと考えうることも考慮しておかなければならない

が、「邪神をはらひなごむる祓ゆへになごしと云也」(『八雲御抄』卷三枝葉部・時節部¹³)との説を一方に置くならば、単なる当時の常識的通念というよりは、ある種の「陰陽師」の説が名語記の記事の背景を成しているとみて、おそらく誤るまい。ただ、陰陽師の関与を認めるにせよ、その関与の内実は、なお未解明の課題として残るのだが。

二

さて、ここで話題をもう少し広げ、改めて注意しておきたいのが、名語記卷五の節食に関わる記事である。これは草子「貴船の本地」に関連して既に指摘のあるものだが、そこに記されているのは、蚩尤という悪鬼退治を年中行事に結びつける観念である。同様の説が平安末には成立していた見聞系の朗詠注にも存することを別稿に記したが、記述内容は両者必ずしも一致するものではない。しかし、見聞系朗詠注のような寺院を基盤として成った幼学の書に、このような話題の共通性が見られることには留意しておく必要があるだろう。それというのも、同じようなことが、次の事例にも当てはまるからである。

箏ハ、秦ノ二女ガタガヒニハシラカヒテ、中ヨリヒキワリテトレル一方ヲ、今ノ世ノ箏ニモチキタリ。二女

アラソヒシ因縁ニヨリテ、竹ノシタニアラソフノ字ヲカキテ、シヤウノコトノ字ノ躰トセリ。廿五絃トイヘルハ、両方トモニウチアハセタリシ時ノ絃ノカズハシニヤトオボエ侍ベリ。

(巻五・七三才)

「箏」をめぐる起源譚は幾つかの朗詠注が採用するところであるが、右のような秦の始皇帝の二人の娘の争いから説くのは、和談抄と書陵部本系に特有のものである。このような箏の「因縁」の由来が未だ不鮮明であるため、朗詠注の世界との近さを指摘するにとどまらざるをえないのだが、状況証拠を積み上げる意味でももう一例、示しておこう。

杜康ガ酒ヲツクリソメケルモ、榼ノ洞ニトリヲキタル食物ノ、水ニクサリ、スミタリケルガ、カ、ルメデタキ気味ノアリケルヨリ、事オコレリトキコユル。

(巻六・二三才)

酒をめぐる起源説は、これも別にふれたように朗詠注にとどまらぬ幅広い場において展開した話題であったようだ。いま「杜康」にかかわる説のみを見渡しても、『蒙求』の「杜康造酒」の一句を基軸におきつつ、酒の異名に関連させて様々な設定が付加されていった様が窺われるのだが、ひとつ一つを細かに検討するのは避けよう。ここでは名語記における「榼ノ洞」という設定に絞って、周辺資料を見ておくこととする。見聞系の一本、国会本の朗詠注では

「酒」の題注として、「杜康造酒」の句をもちだすが、そこでは杜康の妻が「後苑ノ木ノ三ツマタナル」に「毎日ノ膳」を置いたことに始まるという。これは酒の異名「ミキ(三木)」からの連鎖によつて生じた設定とみてよい。この見聞系の注を継承しつつ展開を遂げた書陵部本の朗詠注では、ある「蔵人」の継子譚として酒の起源を語り、「或木ノ跨^{マタ}垣^{ヰキ}」に食事を捨てたことから酒ができたと言き、この「継子ノ名ヲ杜康ト云」との一説を付記する。朗詠注に限定せず更に広く見渡すと、これらのように木の股に出来たとするものが一つの話型をなしており、それらは表のような一覧にまとめることができる。

〔表〕

書名	人名	木(場所)
頭昭古今集注	(孝子)	木ノマタ(ミツマタニテアリケル)
弘安十年古今集歌注	石祚(継子)	三俣ナル桑木(木ノ穴)
毘沙門堂本古今集注	或人	三木ノ榎(岩ノ中)
同	石祚	三木ノ桑
同	荒里(継子)	此木(桑)ノマタ
河海抄	杜康が妻	園木のみまた
壺囊抄	劉石(継子)	木ノ股
曾我物語	せきそ	家の園に桑の木三本ありける(かの木のうら)
同	くわうり(継子)	この木のうら

河海抄の説は趣を異にするものの、どうやら鎌倉期には存在していたらしい継子譚型の酒起源説がひとつの流れをなしており、木の股に酒ができたとする設定は、こちらの話型と関連するもののように思われる。頭昭古今集注の「孝子」という設定は、中国の孝子伝中の人物がしばしば継子として描かれるように、孝子と継子は表裏の関係にある。その点からすればこれも同様の流れを承けるものとみてよいかもしれない。いずれが本来の姿であったかは、もはや追究のしようもないのだが、杜康の名を挙げてこの話型を踏襲する説は、「杜康造酒」の句にこの継子譚を接合した、後出の説ではなからうか。

中でも注目されるのは毘沙門堂本古今集注で、類似した設定の話を幾通りか併記しており、酒の異名を巡る議論の錯綜した様をも彷彿とさせる。流布本曾我物語は、ほぼこの毘沙門堂本の説を継承して一段を成していく。その中の一説として、「或人」の「家ノ菌」に「三木ノ榎」があり「榎ノシル滴テ岩ノ中ニタマ」り、そこから酒ができたとして記している。名語記の「榎ノ洞」は色葉字類抄、類聚名義抄を参照していけば「スギノホラ」と訓むべきであろうが、杉(榎)の木の穴に酒ができるという設定も、このような隣接する話題との交錯に理由を求めることができらるだろう。しかも、それは孤立した特異な説でもなかったようである。

名語記からはかなり時代が下つてしまふが、庭訓往来注では杜康の妻「杜燕」が、杜康の死後にこれを悼んで「木蓮ノ木ノ本ニ」飯を供え、それを小鳥が「杉ノ洞」に運び込んで酒となつたと記しており（東洋文庫本）、室町末の庭訓往来講釈にまで及んでいたのである。

明瞭な結論が出ないまま、煩雑な検証に紙幅を費やし過ぎていくとの誹りもあるうが、古今集講釈の話題との微妙な類縁性を、ここで一つ記憶に留めておきたい。その上で名語記の次の記事を見ていこう。

ホト、ギスノ事ハ、田速作過時不熟トナケリ。明王十政ノソノ一ヲナキテ、勸農ヲイソガセバ、アキラケキキミトイフ義ニテ郭公トハカケリト、フルク尺シヲケル歟。シカレドモ、ナキヤウ、シカハキコエザルニヨリテ、コレヲ推スルニ程時知トナケリト案ジシツメ侍ベリ。ホド、キハカヘサズ、アリノマ、ニナキテ、シルヲ反セバストナル。（卷十・五才）

ホトトギスが「田速作過時不熟」と鳴くとは、例えばこれも毘沙門堂本古今集注にみえる郭公の「十種ノ異名」として記されるところである。その十種の異名の九番目に、

「過時不熟鳥ト云者、程時過ヌト鳴ト云也、トク田ツクリニコヨ、程時スギヌマニト鳴テ人ニス、ムルト云也」と、毘沙門堂本はいう。名語記の説では「過時不熟鳥」との異

名は掲げないけれども、このような言説の背景には「アキラケキキミ」との意で「郭公」と称される由来がやはり同時に控えていたのであり、⁽¹⁷⁾異名にまつわる講釈が相当に根強く作用していた様が窺われる。名語記は続けて「或人云」として、「此鳥ハシデノ山路ヨリキタレリ、冥途ハツミフカキ所ナルガ故ニ、ホトケコセ、タスケタマヘトナク」との説を掲げる。これは毘沙門堂注でいう第五の異名「四手田長」と関連することは確実である。ここでは、より関連の見易い弘安十年本の方を引く。

死路田長、二義アリ。一ニハ四手山越ト云。：（歌省略）：此等ハ皆ヨミチヨリカヨフ鳥ト云義也。

（片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題二』）
「ホトケコセ、タスケタマヘ」との鳴き声についてふれる資料は他に見出していないが、問題とすべきは直接の典拠ではなく、こうした理解の発生する場の方である。時鳥の異名は既に平安期の歌学書から説かれ始めることであつたが、具体的な内容は、やはり右のような鎌倉期の古今注の所説に近いと云つてよい点は、心にとめておくべきであろう。

さらに注目すべきは、名語記においてこれに続く景行天皇崩御の話題である。景行崩御の後、后が郭公の声を聞きつつ歌を詠じ、それに対し郭公が歌を記した文を落とした、

というのである。その応答の歌は次のごとくである。

キミガユクオナジヤマヂノホト、ギスモシコトツテ、
ネヲヤナクラム(后)

ワクラバニトフ人アラバシデノ山ナクくヒトリコエ
ヌトヲイへ(景行天皇)

これらを一对としてともに掲げる類話は、未だ見出しえないでいるが、後者の歌をまさしく景行天皇の詠として記すのが、真名本會我物語卷六および草子「横座房物語」である。¹⁸⁾とりわけ横座房物語は、室町期の成立ではあるものの、次に掲げるところ、先に検討した話題に続け郭公の落とした歌として「ワクラバニ」詠が記されており、そのことの意味は蔑ろにできない。

郭公、速々作田過時不熟鳴、耕田遅速教農人。此誠
明王第一同レ政故、郭公明君書左、景行天王崩御時、
此鳥黄壤奉相レ帝、賜二首和歌、后御坐桂夜殿落
短冊。其詠歌云、ワクラバニ問人アラバシデノ山ナ
クく独コエントヲイへ¹⁹⁾

横座房物語の成立基盤については、また別に詳しく検討すべき必要があるけれども、例えば「郭公」ならば郭公にまつわる説話・異名・その因縁といった話題が次々に列挙されていく形式は、まさに講釈の場特有のものである。「横座房」が「明王」の「政」に言及するのも、名語記のごと

き古くからの説を継承しているものと見て間違ひなからう。

三

論ここに至れば、もはやこれ以上の煩瑣な例示は必要あるまい。朗詠注、古今注、その他、類似した話題を引く文献を見渡すことで判明してくるのは、名語記の語源辞書としての装いの下に渦巻いているものが、寺院における講釈の話材そのものであるという事実なのである。

かつて舞曲「大職冠」成立の背景を探りつつ、諸文献を渉猟することで中世の信仰世界に測鉛を降ろされた阿部泰郎氏は、名語記中に「シン、ハリ」という語への言及があることを指摘し、そこに東寺即位法二撰籙縁起の「深秘な部分」を読みとられたのであった。²⁰⁾舞曲の一曲の構想を築きあげていく、その重要な鍵のひとつが、鎌倉後期という時代にあって密やかに語り出されていた事実を、今日に伝える数少ない資料の一つとして、その記事は注目されたのだと思う。名語記の作者、経尊がこのような「深秘な部分」を知りえたのも、阿部氏の指摘にあるように彼が「稻荷山ノ幽栖」にあつたことと深く関わっているのも事実である。ただ、ここで私に補っておきたいのは、そうした「深秘な部分」が一方において語源辞書の形をとって語りださ

れることの意味である。

ここに一つ想い起すべきは、辞書という形式が本来のものにもつ幼学性である。勿論、今日云うところの「辞書」というジャンル概念を当時の状況にそのまま適用し、作者の斯様な著述の営みを、語源辞書という枠で括ってしまうことには慎重でなければならぬ。しかし、経尊自身が「末代ノ幼童ラガ迷闇ヲヒラカシメムタメニ、イマコノ集ヲ録シ」(巻一・二才)たと記しているのも、一面お決まりの謙辞ではあるうけれども、「幼童」を対象とした幼学としての本書の位置づけは動くまい。してみると、ここでも幼学は注釈、唱導の世界と背中合わせの関係にあったことを思い知らされるのである。加えて参考にすべきは、いま問題とする東寺即位法と並ぶ天台方の即位法にまつわる因縁もまた、唱導、談義の世界を経て芸能へ吸い上げられていた事実である。それは決して偶然的産物ではなく、芸能における宗教的基盤が必然的にもたらした事態なのであるが、芸能そのものの問題はここでの主題ではない。さしあつたの課題の中で注意を促しておかなければならないのは、即位法にまつわる「深秘な部分」が同時に「幼童」教育の題材でもあるという図式、それは名語記の例からしても、鎌倉期に溯る事態であつた、という点だ。

天台方の即位法についても、おそらく同じような事態を

想定してよいのであろう。法華経談義の場は、まさにこうした「深秘な」話題が広く伝播する契機としてうつつけであつたと思われる。今日、このような説話的興味に満ちた法華経講釈の記録としては、長享二年(二四八八)に成つたとされる『一乗拾玉抄』以下、「直談」系注釈と呼ばれる一群の書物がある。しかし現存するこれらの書物は氷山の一角で、実際にはこれに類似した講釈が、かなり古くから行われていたであろうことを推測する説が有力となりつつある。⁽²²⁾無論、限られた現存の資料だけから談義、講釈の具体的内容までを溯らせて類推することには自戒が必要であり、なお今後の追究にまつところが多いのも事実である。

ただ同時に、天台の法華経講釈の場が提供する話題が名語記を考える上で多くの示唆を含むことも、これまた一つの事実として銘記しておいてよい。たとえば『法華経鷲林拾葉鈔』巻十二に酒の話題に関連して「酒^ニ三次第有^レ之、初人呑^レ酒、次^ニ酒飲^レ酒、後^ニ酒飲^レ人云^{ヘリ}」との諺を引くが、おそらくこれは名語記に見えるような「フルクモ、一盃二盃八人サケヲノム、三盃五盃八人サケヲノムトツクレリ」(巻六)の転訛した形であろう。そのことは、鷲林拾葉鈔に様々な形で影を落としている一乗拾玉抄で、対応する箇所(「五百弟子受記品」)を検するに、「白樂天云、一盃二盃^ハ人酒^ヲ呑^ク、三盃四盃^ハ酒人^ヲ呑^ム云^{ヘリ}」(巻四)との形を確

認することで納得されよう。

ただしこのことは、法華經談義の場と語源解説に関連した話題の中で共通して同じ諺が用いられたことを意味するだけで、両者に特別な関係性はないとの見方もあろう。

ことに共通しているのが特殊な話題ではなく、一般に、広く人口に膾炙していたとみなされやすい「諺」であるから尚のことである。しかし、別に論じたことがあるように、

古今集講釈や法華經講釈など、広く談義の場での酒の話題にはかなりバリエーションがあるようにいて、その実かなり類型化していたことをも見ておく必要があるように思われる。そして一乗拾玉抄でも、右の諺を引いた次には「酒

ノ異名ノ事」として「竹葉」の由来を語りだし、「是、竹^ツ切^キリタル^ル下ノ節^ノ残^リタルニ水^ミガタマリタル、是ニ鳥^ツ米^メヲ加^ヘテ来^テ置^ク」

という説明になるのだが、これも先に見た「木のまた」が竹に変わっただけで、やはり酒の起源を語りだし異名に結びつけていく発想を示す点で、古今注の世界と同根なのである。となれば、名語記の引く諺も偶然に思いついたことばを関連する話題の連想の中で、たまたま書きとどめたというものではなく、酒にまつわる一括の言説として、唱導用の智囊から引き出されたものとみても、的はずれではなからう。はじめに述べた陰陽師の関与という問題も、右の如き名語記の形成基盤の中に据えて、究明されるべきこと

である。

さて、ここまで専ら、名語記本来の主題である語源の問題にはふれず、それに関連して展開される説話・雑説的側面にばかり注目して論を進めてきた。だが、語源説の信憑性についてはともあれ、名語記が鎌倉時代語の貴重な資料であるという事実は、動かしようもない。それゆえ、これまでことばに注目して語源辞書とも語源随想ともつかぬこの書物が読まれてきたことには、相応の理由があった。ただ、語学的観点からしても、辞書史にしめる同書の位相は重要な意味をもつであろうし、そのためにも名語記形成の基盤となっていた経尊の素養がどのようなところにあつたのかは、よく考えておかなければならないことである。語学的見地から名語記の読み直しをはかった工藤力男氏は、幾つかの例から経尊の俗語的なことばへの関心を指摘するが、そのことは連歌や万葉集の引用、記述の背後に見え隠れする陰陽師の影、談義・講釈との近似性といったことばもと併せ、総合的に考えていかなければならないはずなのだ。先にも少しふれたように、それは名語記のみにとどまらず中世辞書史の全体にかかわることでもあるのだから。

注

- (1) 岡田希雄氏「鎌倉期の語源辞書名語記十帖について」(上)
(中)(下)『(國語・國文)』第五卷第十一号、十三号、昭10・10、12)
- (2) 『国語学大辞典』(東京堂出版、昭55)の「塵袋」の項目(山口明德氏執筆)。
- (3) 『塵袋』の作者については、岡田希雄氏「塵袋の作者についての臆説」『岩波講座日本文学』付録「文学」第十七号、昭7・10。なお現在では黒田彰・湯谷祐三両氏編『説話文学研究叢書 第七卷 岡田希雄集』(クレス出版、平16)により容易に読むことができる。注(1)の論も収録される)があり、これを批判して博士家の学者によるとする木村紀子氏「塵袋の中世—言語意識をめぐって」『(國語國文)』第五十卷第八号、昭56・8)がある。木村氏のこの立場は、近年の東洋文庫版『塵袋2』(平凡社、平16)解説にも引き継がれている。その一方で、断定的な記述ではないものの、岡田氏説をあながち無視できぬものとする山崎誠氏の見解(同氏編『印刷自筆本重要文化財産袋とその研究』(勉誠社、平10)があり、これも注意すべきものと思われる。
- (4) この疑問は注(3)岡田氏、山崎氏の見解の根底にあるものである。
- (5) 拙稿「中世陰陽道の片影—『塵滴問答』略註—」『(國語國文)』第七十三卷第九号、平16・9)
- (6) 以下、『名語記』の引用は勉誠社版の翻字による。
- (7) 外村久江・外村南都子両氏校注『早歌全詞集』(三弥井書店)
- (8) 注(5)拙稿
- (9) 中村璋八氏『五行大義校註 増訂版』(汲古書院)
- (10) 「水無月の」と「おもふ事」の二首を掲げる点は、『世諺問答』も同様である。
- (11) 拙稿「庭訓往来を巡る注釈の学—真名抄周辺資料点綴—」『熊本県立大学文学部紀要』第七卷第一号、平12・12)。但し、「真名抄」の場合には「下学集」から直接にこの記事を継承していると思われる。
- (12) 片桐洋一氏編『八雲御抄の研究 枝葉部言語部』(和泉書院)所収の国会図書館本による。
- (13) 三浦俊介氏「室町時代物語「貴船の本地」考—五節供に鬼を食うこと—」『(立命館文学)』第五〇五号、昭63・3)。
- (14) 注(5)拙稿参照。
- (15) 拙稿「雑談と問答—『旅宿問答』私註—」(熊本県立大学『(國文研究)』第四十八号、平15・1)
- (16) 以下の一覽表に用いたテキストは順に、久曾神昇氏編『日本歌学大系別巻四』(風間書房)、片桐洋一氏『(中世古今集注 釈書解題二)』(赤尾照文堂)、同氏編『(毘沙門堂本古今集注)』(八木書店)、天理図書館善本叢書『(河海抄 傳兼良筆本)』(八木書店)、濱田敦氏・佐竹昭広氏・笹川祥生氏共編『(塵添壺囊鈔・壺囊鈔)』(臨川書店)、日本古典文学大系『(曾我物語)』(岩波書店)。
- (17) ただし、「郭公」の表記で「アキラケキキミ」の訓は導き得ない。おそらく色葉字類抄にも示す「霍公」の表記に基づく説であろう。
- (18) 「ワクラバニ」の歌、もしくはその類想歌の流布状況については、笹川祥生氏他編『(東洋文庫)』(真名本曾我物語2)』(平凡社、

昭63)の巻六注二九参照。

(19) 概ね天理大学蔵本に抛りつつ、一部、神宮文庫本・内閣文庫本をもって校訂を加えた。文中の「黄壤」は、これもまさしく名語記巻八に「メイド如何、冥途也、黄壤、黄泉ナドイヘル同事也、歿後ノ生処、イマダサダマラザル中有ノ程ヲサス歟」により、「メイド」でよからう。龍門文庫蔵『色葉字訓』には「冥途(壤路)」の表記も見える。類似した概念を指すことばとして「ヨミヂ」があり、やはり名語記巻四に「ヨミノクニ、ヨミチナドイヘルヨミ如何、答、ヨミトハ冥途也……」とあることから、その意義・用法の差異も気にかかるが、今は大きな違いはないものとしてひとまず措く。

(20) 阿部泰郎氏『大職冠』の成立(『幸若舞曲研究』四卷(三) 弥井書店、昭61)

(21) 中世密教の中で形成された即位法と芸能とのかかわりについては、伊藤正義氏「慈童説話考」(『國語國文』第四十九巻第十一号、昭55・11)、阿部泰郎氏「慈童説話の形成―天台即位法の成立をめぐりて―」(『國語國文』第五十三巻第八号・第九号、昭59・8・9)参照。

(22) 牧野和夫氏「中世近江文化圏と能の素材―「野寺」のこと等―」(同氏『中世の説話と学問』(和泉書院、平3)、初出は『観世』第五十二巻第六号、昭60・6)、小林直樹氏『三國伝記』の成立基盤―法華直談の世界との交渉―(『國語國文』第五十八巻第四号、平1・4)等。

(23) 注(5)及び注(15)拙稿を参照されたい。

(24) 工藤力男氏「如泥―名語記私解・続―」(『成城国文学論集』第二十三輯、平7・3)